

農研機構の研究予算に対する「ガバナンスの徹底強化」

～抜本的に研究費の不正使用等防止対策を見直し、実行～

令和3年2月

【基本的な対応方針】

- 近年、研究機関における公的研究費の大規模な不正使用事案が他省・他機関で発生している中で、農研機構でも、本年、生研支援センターが**資金配分を行う研究開発事業において、経理不正等の事案が連続して発覚**している。また、過去には事業実施の中で、**自ら不正経理事案を発生**させた。
- こうした中で、政府全体の取組としても、研究機関の公的研究費の管理を高度化させることとしていることから、令和3年度から執行予定の文部科学省及び農林水産省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(実施基準)の改正の主要な不正防止対策強化の柱である、**①ガバナンスの強化、②意識改革、③不正防止システムの強化**について、以下のとおり、**抜本的な対策を強化**する。
- 農研機構の果たしている機能に着目し、資金配分機関としての取組、事業実施機関としての取組を充実させ、他省・他機関での取組についての聞取調査の成果を踏まえ、**霞ヶ関でも最高水準のコンプライアンス確保等の取組の実現**を目指す。

【資金配分機関として、これまでの取組に加えて実施する**新たな取組**】

1. ガバナンスの強化

- ① **所長**：不正根絶に向けた所長による「**決意表明書**」を事業の公募要領及び契約締結の際の文書に添付し、**委託先に明示**。
- ② **監事**：不正防止に関する**内部統制の整備・運用状況を確認**し、**役員会へ報告**（監事による監査の強化）。
- ③ **事業担当部署**：全ての研究機関に対し、**運営・管理・監査体制**の定期的な**チェックと報告を指示**。
- ④ **事業担当部署**：リスクの高い研究機関を抽出し、内部の相互監視が確実に機能するよう、**書面調査、現地調査及び指導を実施**。
- ⑤ **生研支援センター**：不正発生の抑止と不正案件への対応を担う**研究公正室の体制を拡充**。
※事業担当部署：生研支援センター研究管理部（以下同じ）

2. 意識改革

- ① **事業担当部署**：研究倫理教育のための**研修会資料・研修用ビデオを作成**し、**webに掲載**するとともに、研究倫理教材による**eラーニング**の委託先での**実施を義務化**。
- ② **事業担当部署**：**公募への参加要件**として研究代表者に対し、研修用ビデオの視聴を義務付けるとともに、**契約締結の要件**として、参加する研究者が**eラーニングを受講した旨の誓約書の提出を義務化**。
- ③ **事業担当部署**：経理処理の原則や告発等の受付窓口を記載した**ポスターを作成・配布**。
- ④ **事業担当部署**：新規契約の研究機関等を対象に、**経理・事務に関する説明会を開催**。企業等の要望に応じた**出前研修会を実施**。
- ⑤ **事業担当部署**：④の説明会等で、新たに創設する**抜き打ち調査の導入等**を繰り返し**紹介し、抑止効果を上げる**。

3. 不正防止システムの強化

- ① **事業担当部署**：**現地経理調査件数を倍増**（令和元年度9件→令和2年度20件以上）させるとともに、調査において**公認会計士を活用**し、調査の質を向上。
- ② **事業担当部署**：全件、経費執行状況を**チェックリストで確認**（執行ルールどおりに経費執行しているかを確認した**チェックリスト**を実績報告書と合わせて**提出させることを明確化**）。
- ③ **リスク管理部及び監査室**：委託状況の**モニタリングを導入**。
- ④ **事業担当部署**：**抜き打ち調査制度創設（契約書を見直し）**。
- ⑤ **事業担当部署**：不正発見の端緒として、研究現場等を訪問し、**実務担当者に個別ヒアリング**を行う仕組みを導入。

4. 次期中長期計画等への反映

新たな対策による不正防止対策の徹底について、中長期目標を受け、**中長期計画にも位置付けるとともに、ガイドラインの改正を踏まえ、実施要領を改正**。